

鳥取市指定障害福祉サービス事業者等及び
鳥取市指定障害児通所支援事業者等に係る指導監査実施要綱

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 指導（第4条―第10条）
- 第3章 監査（第11条―第14条）
- 第4章 市町村との協力（第15―第16条）
- 第5章 雑則（第17条―第18条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第10条第1項、第48条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第51条の27第1項から第2項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。）第21条の5の22第1項、第24条の34第1項、第57条の3の2第1項の規定に基づき、市長が行う法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者、指定障害福祉サービス事業者であった者又は当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）、法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設等の設置者、指定障害者支援施設等の設置者であった者又は当該指定に係る施設等の従業者であった者（以下「指定障害者支援施設設置者等」という。）、法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者、指定一般相談支援事業者であった者又は当該指定に係る相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定一般相談支援事業者等」という。）、法第51条の17第1項に規定する指定特定相談支援事業者、指定特定相談支援事業者であった者又は当該指定に係る相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）及び児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者、指定障害児通所支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者であった者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）及び児童福祉法第24条の26第1項に規定する指定障害児相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る指定障害児相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定障害児相談支援事業者等」という。）に対し、法第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者等若しくは指定障害者支援施設設置者等が提供する指定障害福祉サービス、法第51条の14第1項の規定による指定一般相談支援事業者が提供する指定地域相談支援又は法第51条の17第1項の規定による指定特定相談支援事業者が提供する指定サービス利用支援及び指定継続サービス利用支援及び、児童福祉法第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援等事業者等が提供する指定通所支援、児童福祉法第24条の26第2項の規定による指定障害児相談支援事業者等が提供する指定障害児相談支援の内容（以下「支援内容」という。）、法第6条に規定する自立支援給付に係る費用の請求及び児童福祉法第21条の5の3第1項の規定による障害児通所給付費並びに児童福祉法第24条の25の規定による障害児相談支援給付費

に係る費用の請求（以下「給付費請求」という。）に関する報告等を統一的・効果的に実施するために必要な基本的事項を定め、利用者が安心・安全に適切なサービスを受けられるよう、当該指定障害福祉サービス等事業者等、指定障害者支援施設設置者等、指定一般相談支援事業者等、指定特定相談支援事業者等及び指定障害児通所支援等事業者等並びに指定障害児相談支援事業者等（以下「サービス事業者等」という。）の適正かつ健全な事業運営の確保及び給付費請求の適正化を図ることを目的とする。

（実施方法）

第2条 法第10条第1項、第48条第1項及び第51条の27条第1項から第2項並びに児童福祉法第21条の5の22、第24条の15、第24条の34若しくは第57条の3の2に規定する報告等の実施方法は、指導及び監査とする。

2 指導及び監査は、対象となるサービス事業者等の営業時間内に行うものとする。ただし、当該サービス事業者等の管理者の同意を得たときはこの限りでない。

（基本方針）

第3条 指導は、次に掲げる基本方針に基づき実施するものとする。

（1） 事実の認定、適否の判断及び意見の表明に際しては、関係法令等に基づき、公正かつ助言指導的な姿勢をもって臨み、サービス事業者等の同意に基づく積極的な協力が得られるよう配慮すること。

（2） 形式的及び表面的な事実の指摘にとどまらず、問題点を的確に把握し、その要因の解明と適正な是正策の明示に努め、サービス事業者等の運営水準の向上を図ること。

2 監査は、監査後の行政処分の要否、内容を決定するための行政調査であり、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第2章 指導

（指導の目的）

第4条 指導とは、支援内容又は給付費請求に関し必要な事項をサービス事業者等に周知徹底することを目的として、集団指導及び運営指導に区分して実施するものとし、その指導方法は、次に掲げるとおりとする。

（1） 集団指導は、サービス事業者等を一定の場所に集め、支援内容及び給付費請求に関し必要な事項について、過去の指導事例等参考となる資料をサービス事業者等に提示しながら、講習等の方式で行うものとする。なお、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用による動画の配信等による実施も可能とする。また、集団指導に欠席したサービス事業者等には、当日使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供するとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。

（2） 運営指導は、サービス事業者等の事業所において、関係書類を閲覧し、別に定める運営指導調書に基づき、関係者との面談方式で行うものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用にあたっては、サービス事業者等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

(実施計画の策定)

第5条 市は、毎年度、指導の実施に当たり、実施計画を策定するものとする。

2 前項の実施計画には、指導方針、指導対象となるサービス事業者等、実施時期及び実施方法
その他市が必要と認める事項を定めるものとする。

(指導対象サービス事業者等の選定)

第6条 市は、当該年度の指導対象サービス事業者等を選定するときは、第4条の指導区分に応じて、それぞれ当該各号に定める要件に基づき行うものとする。

(1) 集団指導

- ア すべてのサービス事業者等 2年に1回以上
- イ 新規指定サービス事業者等 概ね1年以内
- ウ 特に集団指導を受ける必要があると市が認めるサービス事業者等 随時

(2) 運営指導

- ア サービス事業者等が運営する事業所のうち、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所については、3年に1回以上の頻度で実施する。その他のサービス（指定障害者支援施設等及び児童発達支援センター（以下「障害者支援施設等」という。）を除く。）については、3年に1回までは求めないが、原則として指定の有効期間内に少なくとも1回以上実施する。
- イ 指定後まもないサービス事業者等が運営する事業所（障害者支援施設等を除く。）については、指定後3年以内に実施する。ただし、就労継続支援A型は、新規指定の半年後を目途に初回の運営指導を実施する。
- ウ サービス事業者等が運営する事業所（障害者支援施設等に限る。）については、原則として毎年1回は実施する。ただし、前年度における運営指導の結果、適正な運営がおおむね確保されている指定障害者支援施設等については、書面による運営指導の実施が認められるものとする。
- エ 過去の指導内容、通報等により不適切な運営や報酬請求が疑われる場合等、サービス事業者等の運営に重大な問題があると認められる場合は、優先的に実施する。
- オ その他特に市が運営指導が必要と認められるサービス事業者等を対象に実施する。

(指導担当者)

第7条 第4条の指導は、市長が任命した職員（以下この章において「指導担当者」という。）が行うものとする。

(集団指導の実施)

第8条 市は、第5条第1項の規定に基づき、集団指導対象となるサービス事業者等を定めるときは、当該サービス事業者等に対し、事前に次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 集団指導の目的
- (2) 集団指導の日時及び場所
- (3) 指導内容
- (4) 出席者の職氏名を市が指定する日までに報告すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか市が必要と認める事項

(運営指導の実施)

第9条 市は、第5条第1項の規定に基づき、運営指導対象となるサービス事業者等を定めるときは、当該サービス事業者等に対し、事前に次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 運営指導の根拠規定及び目的
- (2) 運営指導の日時及び場所
- (3) 立会者の職氏名を市が指定する日までに報告すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか市が必要と認める事項

2 前項第4号の市が必要と認める事項は、次の各号の指示事項を含むものとする。

- (1) 運営指導の立会者に、当該サービス事業者等の代表者（又は役員に相当する者）及び管理者を含めること。
- (2) 別に定める運営指導事前調書を作成し、1部を市が指定する日までに提出すること。
- (3) 準備すべき書類を整理すること。

3 指導担当者は、運営指導を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意して指導を行うものとする。

- (1) 運営指導対象のサービス事業者等から提出された前項第2号の運営指導事前調書及び前回までの指導監査の結果等を検討し、当該サービス事業者等の運営状況を事前に把握しておくこと。
- (2) 運営指導の開始に当たっては、立会者に対してその趣旨を十分説明し、理解と協力が得られるよう配慮すること。
- (3) 運営指導は、正確な資料又は事実に基づいて行うこと。
- (4) 常に品位を保持し、指導に対する信頼を得るように努めることとし、徒に私見を強要し、又は単に不当を責めることに終始しないこと。
- (5) 運営指導の終了後、立会者に対し口頭で講評を行い、改善を要すると認められる事項については、十分な理解が得られるよう指導するとともに、その改善を指示すること。ただし、特別の事情がある場合にはこの限りでない。
- (6) 講評後、当該サービス事業者等からの要望、意見等があれば、積極的に聴取するよう努めること。

(7) 運営指導中に、明らかに支援内容又は給付費請求に不正又は著しい不当があると認める場合には、運営指導の中止を宣言した後、直ちに監査を行うことができること。

4 指導担当者は、次に掲げる場合は、運営指導を延期し、又は中止することができる。

- (1) 拒否、妨害、忌避その他の理由により運営指導の実施が困難であるとき。
- (2) 立会者を運営指導に立ち会わせることができないとき。
- (3) 運営指導に必要な書類の大部分が運営指導の実施場所に現存せず、かつ、早急に備えさせることが困難であるとき。
- (4) 運営指導に必要な書類の記載が著しく不備であるため、運営指導の目的を達することが困難であるとき。
- (5) その他特別の事情により運営指導を行うことができないとき。

5 指導担当者は、前項の規定により運営指導を延期し、又は中止したときは、遅滞なくその旨を所属長に報告し、その指示を受けなければならない。

(運営指導の実施後の措置)

第10条 指導担当者は、運営指導実施後遅滞なく、当該運営指導結果を復命するものとする。

2 市は、前項の復命に基づき改善を要すると認める場合には、運営指導を行った日から概ね1月以内に、当該サービス事業者等に対し、次に掲げる事項を記載した通知をするものとする。

- (1) 改善を要する事項
- (2) 改善方法
- (3) 別に定める改善報告書を作成し、1部を市が指定する日までに提出すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか市が必要と認める事項

第3章 監査

(監査の目的)

第11条 監査は、次に掲げる情報を検証し、次条に規定する監査の対象に該当すると認める場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適正な行政上の措置を講ずることを目的とする。

- (1) 通報、苦情及び相談に基づく情報
- (2) 他の自治体及び相談支援事業者等へ寄せられる苦情
- (3) 給付費請求に係る情報
- (4) 運営指導において確認した情報

(監査の対象)

第12条 監査は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 支援内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき。
- (2) 給付費請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき。
- (3) 法第36条第3項、第38条第3項、第42条第3項、第51条の19第2項、第51条の20第2項及び第51条の22第3項又は児童福祉法第21条の5の15第3項、第21条の5の18第3項、第24条の28第2項及び第24条の30第3項に規定する指定の基準及びサービス事業者等の責務に著しく違反していると疑うに足る理由があるとき。
- (4) 運営指導による指導事項が改善されないとき。
- (5) 正当な理由がなく、運営指導を拒否したとき。

(監査の実施方法等)

第13条 第11条の監査は、市長が任命した職員（以下この章において「監査担当者」という。）が行うものとする。

2 監査担当者は、監査を実施する前に必要に応じ、自立支援給付に係る請求書等による書面調査、法第9条及び児童福祉法第57条の3に規定するサービスを受けた障害者及び障害児の保護者等に対し実地調査その他の必要な調査を行うものとする。

3 市は、監査対象となるサービス事業者等を決定したときは、原則として当該サービス事業者等に対し、事前に次に掲げる事項を通知するものとする。ただし、第9条第3項第7号に規定する場合又は第11条の目的を達成するために市が必要と認める場合はこの限りでない。

- (1) 監査の根拠規定
- (2) 監査の日時及び場所
- (3) 立会者の職氏名を市が別に指定する日までに報告すること。
- (4) 準備すべき書類

(5) 前各号に掲げるもののほか市が必要と認める事項

4 市は、監査対象となるサービス事業者等の代表者（又は役員に相当する者）及びサービス事業所等の管理者の出席を求めるほか、必要に応じて支援担当者、給付費請求担当者又は関係者の出席を求めるものとする。

(監査後の措置)

第14条 監査担当者は、監査実施後遅滞なく、当該監査結果を復命するものとする。

2 市は、前条の監査において、当該サービス事業者等に法第43条若しくは第44条、児童福祉法第21条の5の19第1項及び第2項の規定により市の条例で定める基準又は法第51条の23から第51条の24、児童福祉法第24条の31に規定する厚生労働省令又は内閣府令で定める基準（以下「基準」という。）に違反する事実が確認された場合には、法に基づく行政上の措置（法第49条、第51条の28、児童福祉法第21条の5の23、第24条の35に定める勧告、公表及び命令並びに法第50条、第51条の29、児童福祉法第21条の24、第24条の36に定める指定の取消し又は指定の効力の全部若しくは一部停止（以下「取消処分等」という。）をいう。）を機動的に行うものとする。

3 勧告を行う場合には、当該サービス事業者等に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

(1) 基準に違反する事実

(2) 法第49条第1項、第51条の28第1項から第2項の各号及び児童福祉法第21条の5の23第1項、第24条の35第1項の各号に定める措置をとること。

(3) 市が指定する日までに文書により勧告に対する報告を行うこと。

(4) 勧告に従わなかったときは、法第49条第3項、第51条の28第3項又は児童福祉法第21条の5の23第2項、第24条の35第2項の規定に基づき、その旨を公表すること。

(5) 前号によっても勧告に従わなかったときは、法第49条第4項、第51条の28第4項又は児童福祉法第21条の5の23第3項、第24条の35第3項の規定に基づき勧告に係る措置を命じることがあること。

4 命令又は取消処分等を行うときには、監査後、命令又は取消処分等対象のサービス事業者等に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定に基づき、命令にあつては弁明の機会の付与を、取消処分等にあつては聴聞を行うものとする。ただし、同条第2項に該当する場合はこの限りでない。

5 第2項に規定する行政上の措置を行ったときは、当該サービス事業者等に対して、次に掲げる事項を通知するものとする。

(1) 行政上の措置の内容

(2) 行政上の措置の根拠規定

(3) 行政上の措置の原因となる事実

(4) 不服申立てに関する事項

(5) 前各号に定めるもののほか市が必要と認める事項

6 第2項に規定する行政上の措置を行わない場合には、第10条第2項の規定を準用する。

7 命令は、当該サービス事業者等に対し、次に掲げる事項を通知することし、併せて法第49条第5項又は第51条の28第5項及び児童福祉法第21条の5の23第4項、第24条の35第4項の規定に基づき、法第49条第4項及び第51条の28第4項又は児童福祉法第21条の5の23第3項、第24条の35第3項の規定による命令をした旨を公示するものとする。

(1) 命令内容

(2) 市が指定する日までに文書により命令に対する報告を行うこと。

8 市は、監査の結果、法第50条第1項各号若しくは第3項又は第51条の29第1項各号若しくは第2項各号及び、児童福祉法第21条の5の24第1項各号、第24条の36各号のいずれかに該当し、取消処分等を行うことが適当と認める場合には、当該行政処分を行うものとする。なお、当該処分に係る基準違反及び不正行為等の内容が悪質であると市が認める場合においては、警察等の関係機関と連携して対応を検討するものとする。

第4章 市町村との協力

(指導及び監査の共同実施等)

第15条 市は、第5条第1項の実施計画を策定した場合には、岩美町、八頭町、若桜町及び智頭町に対し、当該実施計画を通知するものとする。

2 市は、監査を実施しようとする場合には、関係する市町村に対し、次に掲げる事項を通知するものとする

(1) 監査を実施すること。

(2) 第13条第2項に規定する書面調査及び実地調査等に協力すること。

3 市は、関係する市町村から要請があった場合には、第7条及び第13条第1項の規定にかかわらず、当該市町村の職員と共同して指導及び監査を行うことができる。

(情報の提供)

第16条 市は、サービス事業者等に指導を行った場合には、関係する市町村に対し、指導結果及び第10条第2項第3号の改善報告書の内容を通知するものとする。

2 市は、サービス事業者等に監査を行った場合には、関係する市町村に対し、監査の結果（これに伴う行政上の措置を含む。）を通知するものとする。

第5章 雑則

(情報の開示)

第17条 市は、この要綱に基づくサービス事業者等に対する指導及び監査の実施結果について、市のホームページにその情報を登載するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、指導及び監査の実施について次に掲げる事項は、福祉部長が別に定める。

(1) 第4条第2号の別に定める運営指導調書

(2) 第9条第2項第2号の別に定める運営指導事前調書

(3) 第10条第2項第3号の別に定める改善報告書

(4) 前各号に掲げるもののほか指導及び監査の実施に必要な事項及び細目

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和３年９月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和７年７月１日から施行する。